

# 令和5年度 香川県奨学のための給付金制度のご案内（専攻科生）

【県内の高等学校等専攻科に入学した生徒・生計維持者の皆様へ】

## 1. 奨学のための給付金制度とは

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした、返済不要の給付金です。支給を受けるには、毎年度申請が必要です。

## 2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、令和5年7月1日(令和5年7月2日以降に高等学校等に入学した生徒は、入学日)です。

### ① 生計維持者が香川県内に住所があること

※生計維持者が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

### ② 生計維持者全員の令和5年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯であること

※生計維持者が父母である場合、どちらも非課税であることが必要です。

### ③ 生徒が高等学校等専攻科（特別支援学校高等部を除く）に在学し、かつ、専攻科支援金を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」まで事前にご相談ください。

※次の場合は、専攻科支援金を受ける資格がありません。

- i. 生徒が、基準日以前に高等学校等専攻科を修了している。
- ii. 生徒が、基準日以前に退学・停学(無期限または3か月以上のものに限る)の処分を受けている。
- iii. 生徒の前年度の修得単位数が、学校の定める標準修得単位数の5割以下である。
- iv. 生徒の前年度の出席率が、5割以下である。

【注】次の場合は対象外です。

- ・生計維持者の一人が賦課期日に海外に在住し、令和5年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割がわからない。
- ・児童福祉法により特別育成費が支給されている。

## 3. 給付額（年額）

国公立 50,500 円、私立 52,100 円

## 4. 申請期限

### 第1回目締切り：令和5年 9月30日

※できるだけ、この締切りに間に合うように提出してください。

※県内の学校に在学し、学校を通して県へ提出する場合は、学校の指示に従ってください。

### 第2回目締切り：令和5年11月30日（消印有効）

※秋入学の方、1回目の締切りに間に合わなかった方は、この締切りまでに提出してください。

※令和5年11月または12月中に入学した方は、令和5年12月31日(消印有効)までに提出してください。

※令和6年1月以降入学者は、今年度の制度の対象外です。

## 5. 申請方法

次の書類を、在学する学校へ提出してください。

- 香川県奨学のための給付金対象及び給付額確認シート【提出用】
- 香川県奨学のための給付金受給申請書（第1号の1様式）
- 香川県奨学のための給付金振込口座届（第2号様式）  
申請者名義の口座に限ります。
- 通帳のコピー  
金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるページ。
- 7月1日以降の生活保護受給証明書又は生計維持者全員の令和5年度課税証明書等  
課税証明書等は、生計維持者が父母である場合は2名分必要です。控除対象の配偶者の方のものも必要です。

※ 「6. お問い合わせ先」へ直接提出することもできますが、その場合は、個人対象要件証明書（第4号様式）を追加で提出してください。

※ 様式は、在学する学校、下記HP、または「6. お問い合わせ先」で入手してください。  
(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakuji/sigaku/keigen/shogakukyuhukin.html>)

## 6. お問い合わせ先

国公立	県教育委員会事務局高校教育課 総務・修学支援グループ 〒760-8582 高松市天神前6-1 TEL (087) 832-3754
私立	県総務部総務学事課 私学・宗務（しゅうむ）グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目1-10 TEL (087) 832-3058

## 7. その他

- ・審査結果（支給の有無、給付額）は、第1回目締め切りまでに提出された方は、12月頃までに、第2回目締め切りまでに提出された方は、2月頃までに、申請者に文書を郵送してお知らせします。
- ・支給が決定された場合は、第1回目締め切りまでに提出された方は、年内（予定）に、2回目締め切りまでに提出された方は、2月頃までに、指定口座に振り込みます。
- ・事実と異なる内容の申請により支給を受けた場合は、即時返還と加算金が課せられます。

### ◆申請書を提出する前に◆

申請書を提出する前に次の項目をもう一度確認してください。記入漏れ、書類の不足等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

- 申請書及び振込口座届に記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- 申請書の【0. はじめに】の内容を確認し全ての□に(✓)チェックをしていますか。
- 口座届の名義は申請者と同じになっていますか。（違う場合振込ができません。）
- 口座届に記入した口座の通帳の写しを貼付しましたか。
- 7月1日以降の生活保護受給証明書又は生計維持者全員の令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）を添付しましたか。（原則原本。生計維持者が両親の場合2名分が必要です。控除対象配偶者分も省略できません。）
- 提出が必要な書類は全て揃っていますか。

申請にあたって不明な点等がある場合は、「6. お問い合わせ先」にご連絡ください。